

令和7年度静岡ユニバーサルM a a S実証事業モデル地域募集要領

1 概要

(1) 目的・趣旨

少子高齢化が進む我が国において、潜在的な需要が大きい高齢者や障害のある人の旅行への対応は、将来を見据えた旅行需要の喚起、経済の活性化を図る上で非常に重要である。

しかしながら、高齢者、障害のある人の人口が、全人口の30%以上であるのに対し、国内旅行(宿泊)の市場規模は、20%に満たない状況である。

こうした状況を踏まえ、本県では、高齢者や障害のある人など、誰もが安心して旅行を楽しむ観光地域づくりを推進するため、旅行中の移動支援に係る実証事業を行う地域(以下「モデル地域」という。)を募集する。

(2) 実証事業の内容等

静岡ユニバーサルM a a S実証事業(以下「本事業」という。)の内容は、以下のとおり。ただし、事業内容は今後変更になる可能性がある。

ア 地域の募集

- ・県は、本事業を実施するモデル地域を募集する。

イ 市町及びモデル地域内の事業者等に対する説明会

- ・県及び県が事業の実施・運営を委託する者(以下「事務局」という。)は、市町及びモデル地域内の観光関連事業者等に対し、本事業の目的や具体的な事業内容等を説明する。

ウ ユニバーサルマップの作成・運用

- ・県及び事務局は、市町、観光関連事業者、介護事業所等と連携し、モデル地域内の観光施設、宿泊施設、飲食店のバリアフリー情報や、通行可能な旅行経路などを掲載するデジタルマップを作成、運用する。

エ 一括サポート依頼システムの構築・運用

- ・県及び事務局は、市町、観光関連事業者、介護事業所等と連携し、モデル地域内の交通や宿泊施設、必要な介助などを一括して手配できるシステム(以下「一括サポート依頼システム」という。)を構築、運用する。

オ モニターツアーの実施

- ・県及び事務局は、市町、観光関連事業者、介護事業所等と連携し、ユニバーサルマップ及び一括サポート依頼システムを活用したモニターツアーを実施し、社会実装に向けた課題を抽出する。

2 モデル地域の公募

(1) 応募者の要件

以下の要件を満たす市町(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。以下同じ。)とする。

ア 設定するモデル地域内で、3者以上の団体又は事業者(以下、「協力団体等」という。)とユニバーサルツーリズムの推進に向けた合意形成が図られていること。なお、協力団体等は地域の実情に合わせて選定して構わない。

イ ユニバーサルマップや一括サポート依頼システムの構築・運用にあたり、バリアフリー情報の調査・ヒアリング、関係事業者との調整などへの協力、及び本事業の積極的な情報発信に取り組むこと。

ウ 協力団体等が、次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(2) 地域設定の考え方

- ア 地域を挙げてユニバーサルツーリズムに積極的に取り組む静岡県内の観光地域とする。
- イ 原則、各市町の範囲内にある観光地を中心とする区域を対象とし、複数の市町にまたがる広域の区域は対象外とする。
- ウ 市や町の全域をモデル地域として設定することは差し支えないが、特定の観光地を形成する区域に限定して、エリア設定することが望ましい。
- エ 別に定める「観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金取扱要領」に定める観光地バリアフリー化計画を策定済み又は策定予定の地域とする。

3 応募手続き

(1) 募集期間

令和7年4月11日（金）～令和7年5月23日（金）午後5時まで

(2) 応募方法

郵送又は電子メールにより、必要書類（(4)を参照）を提出すること。なお、電子メールの場合、件名を「令和7年度静岡ユニバーサルM a a S実証事業モデル地域に係る応募について」とすること。

(3) 提出先

「6 提出先、問い合わせ先」を参照

(4) 必要書類

静岡ユニバーサルM a a S実証事業モデル地域応募書（様式第1号）

(5) 応募に係る留意事項

- ア 応募書類の返却
応募書類は、原則として返却しない。
- イ 費用負担
応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。
- ウ モデル地域の公表
モデル地域に決定した場合、区域や取組内容について公表する。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書（様式第2号）により行うものとし、電子メールにて受け付ける。

なお、着信を担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「令和7年度静岡ユニバーサルMa a S実証事業モデル地域に係る質問書の提出について」とすること。

ア 受付期間

公募開始日から令和7年5月9日（金）午後5時まで

イ 提出先

「6 提出先、問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

回答は、令和7年5月16日（金）までに、下記ホームページに掲載する。

静岡県スポーツ・文化観光部ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoseisaku/1071626.html>

5 モデル地域の決定

(1) 選定方法

審査委員による評価（書面審査）を行い、モデル地域を決定する。

なお、必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 評価基準

モデル地域の選定に当たっては、以下の評価項目及び配点により評価し、上位の者から上限数の範囲内で選定する。

番号	評価項目	評価基準	評価
1	エリア設定	高齢者・障害のある人等の回遊性の向上に資するエリア設定となっているか。	30
2	事業目的の理解	ユニバーサルツーリズムの推進における地域の課題が明確になっており、本事業を通じて課題解決が期待できるか。	40
3	協力団体等	協力団体等について、団体数や役割など、地域が一体となってユニバーサルツーリズムの推進に取り組むことができる体制となっているか。	30
計			100

(3) 選定地域数

2地域程度

(4) 決定の取り消し

次の要件に該当する場合は、決定を取り消す場合がある。

ア 決定後に、本募集要領に定める要件を満たさなくなった場合

イ モデル地域における事業の実施が困難となった場合

6 提出先、問い合わせ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課企画班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館11階）

電話：054-221-3617 F A X：054-221-3627

E-mail：kankou2@pref.shizuoka.lg.jp